

払込みされた免許試験等の試験手数料の消滅時効のご案内

～試験手数料を払い込んでから、長期にわたって受験申請を**されていない方**はご確認ください。～

令和4年9月9日

(公財)安全衛生技術試験協会

免許試験の手数料は、労働安全衛生法関係手数料令(昭和47年政令第345号)第6条に、手数料の払込みに関しては同第7条に定められ、これらの手数料については同条第二項により、これを納付した後においては、返還しないとされているところです。

しかしながら、次のような事情においては、特別な措置として手数料の返還、又は既に払い込まれている試験手数料を新たな受験申請に使用できることとし、該当する事案が発生する都度、当協会のホームページ上でお知らせしています。

- ・ 天変地異が発生した場合であって、当協会の事情により試験を中止した場合
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に感染し発熱した場合等で本人からの返還の申し出があった場合
- また、次のような場合には、通常の措置として手数料の返還、又は既に払い込まれている試験手数料を新たな受験申請に使用できることとしています。
- ・ 試験手数料を払い込みし受験申請はしたものの受験票の発行前に受験の取り消しを行った場合
 - ・ 試験手数料の払込みを行ったものの受験申請されていない場合

これらの試験手数料の返還等に関して、平成29年に民法(明治29年法律第89号)の改正に伴い、当協会においても払込みされた手数料の取扱いについて、民法上の規定に沿って下記のとおり取り扱いますので、該当される方におかれましては、お早めに**新たな受験申請**又は**試験手数料の返還**の手続きをお願いします。

なお、作業環境測定士試験及び労働安全・労働衛生コンサルタント試験の試験手数料についても同様の取扱いとします。

記

1. 令和2(2020)年4月1日以降に払込みされた試験手数料については、払込みされた日から5年を経過した日をもって消滅時効が成立します。
2. 令和2(2020)年4月1日より前に払込みされた試験手数料については、改正前の民法により消滅時効は10年となります。